

令和8年度（2026年度）

北海道ペアレントメンター養成研修

～「ペアレントメンター」活動に参加しませんか？～

ペアレント・・・親、保護者 メンター・・・信頼のおける相談相手

- ・ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもを育てている(育ててきた)保護者であり、これから発達障がいのある子どもを育てていこうとする保護者への良き相談相手となる人のことです。
- ・発達障がいのあるお子さんを持つ親御さんが、同じ立場の親御さんのお話に耳を傾け、日々の不安や迷いなどに寄り添い、共感し、子育てのことを一緒に考えたりする役割を担います。
- ・メンター自身も相談を受ける立場になることで、自分の子育てを振り返ることができます。

※下記HPにペアレントメンターのパンフレットを掲載しています。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/hattatu_shougai.html

主催：北海道

共催：北海道発達障害者支援センターあおいそら & 道東ランチノート
北海道発達障害者支援道北サブセンターきたのまち

日時：【基礎研修】 令和8年8月1日(土)10:00～16:10

【応用研修】 令和8年8月2日(日)10:00～16:10

【先輩メンターとの交流会】 令和8年8月1日(土) 16:10～17:10

会場：北斗市農業振興センター(農業総合研修室) 住所:北斗市東前74-2

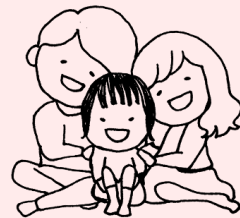
研修内容：別紙タイムテーブルのとおり

参加要件：発達障がいのあるお子さんを持つすべての親御さん(札幌市在住の方除く)

参加費：無料

定員：30名(先着順)

- 備考：
- ・定員を超えるお申し込みがあった場合、参加をお断りすることがあります。
 - ・参加の可否はメール又は電話でお知らせします。
 - ・両日ともに参加された方がペアレントメンターになることができます。



★この研修は、ペアレントメンターとして登録・活動する意思のある方を対象とした養成研修です。

★ペアレントメンターは、事務局が窓口となって受け付け、利用申し込みに応じて相談活動を行うものであり、個人での活動は認められません。

【申込み・問い合わせ】

申込用紙に必要事項を記入し、メール又はFAXでお申し込みください。

- 受付：特定非営利活動法人 北海道学習障害児・者親の会クローバー
- メール：mentor.hokkaido@gmail.com
- FAX：011-717-4610
- 申込期限：令和8年7月15日(水)

「北海道ペアレントメンター養成研修」申込用紙

【申込先】

- 申込受付フォーム：下記URL または QRコードからアクセスしてください
<https://forms.gle/vcXB37gosNrxoXu36>
- メール :mentor.hokkaido@gmail.com
- FAX :011-717-4610
- 申込期限:令和8年7月15日(水)



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

※連絡をする場合がありますので、漏れが無いように記入をお願いします。

【申込者の情報】メール・又はFAXでお申し込みの方は、下記の項目を記入し送付ください。

①氏名(ふりがな)		②年齢	
③住所	〒		
④携帯電話			
⑤自宅電話			
⑥FAX			
⑦携帯アドレス			
⑧PCアドレス			
⑨親の会所属	有(親の会名:)・無		
⑩本研修を知ったきっかけ ※何で知りましたか？	・ホームページ(どのホームページをご覧になりましたか？→) ・チラシ(どこでチラシをご覧になりましたか？→) ・SNS(どのページをご覧になりましたか？→) ・関係機関(どこでお知りになりましたか？→) ・その他()		
⑪受講の動機 ※受講しようと思った動機を教えてください。			
⑫交流会の参加	※基礎研修終了後に「先輩メンターとの交流会」を開催します。どちらかを○で囲んでください。 参加する ・ 参加しない		

【お子さんの情報】

⑬氏名(ふりがな)		⑭年齢		⑮性別	
⑯所属名(学校・事業所等)					
⑰お子さんの診断名 ※該当を○で囲む	ASD(AS・PDD等を含む)、ADHD、LD、ついていない 現在検査中、その他()				

【チェックリスト】 お申し込みの前に、今一度、研修の趣旨等についてご確認の上、チェック☑ を入れてからお申し込みください。

- ペアレントメンターとは、発達障がいのあるこどもを育てている保護者で、これから発達障がいのあるこどもを育てていこうとする保護者へのよき相談相手となる人のことです。
- 北海道ペアレントメンターの活動は、北海道が実施する公的な取組です。
- この研修は、講演会ではありません。
- この研修の対象者は、発達障がいのあるお子さんを持つ保護者の方です。